

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 澤 保

第152期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第152期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町の3 当社山中工場

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第152期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第152期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)および監査等
委員である取締役の報酬額設定の件
以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いていますが、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れするなど、海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場変動の影響を受け、実体経済は不安定な状態で推移いたしました。

このような情勢のもと鋼管業界におきましては、自動車・住宅関連では消費の改善が見られず、オリンピック関連施設の建設、インフラ投資、東北の震災復興需要など期待があったものの、引き続き建設・建築での計画見直し・一部人手不足発生などの要因により荷動きが低迷し、厳しい状況が続きました。

当社グループといたしましては、ステンレス製品は材料価格の変動など影響はあるものの、販売価格維持により比較的好調に推移いたしました。一般的には鉄鋼製品の供給過剰に伴う需給バランスの悪化により、厳しい状況となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は36,032百万円（前年度比2.1%減）、営業利益749百万円（前年度比2.7%減）、経常利益754百万円（前年度比14.7%減）となりました。なお、自転車関連事業のインドネシア子会社において、事業構造改善費用を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は215百万円（前年度比64.1%減）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

#### 〔鋼管関連事業〕

普通鋼製品においては、建築着工数の落込み及び自動車生産の減産傾向など、足下で一部弱い動きとなりました。また、アジア市場の需要減少、国内の建設計画の見直し、震災復興対策の遅れ、電力などのコストアップ要因も加わり、鉄鋼業界を取り巻く環境は厳しい状態が続いております。しかし、比較的堅調な戸建住宅関連の拡販や、流通関連では各種商業施設の出店・物流倉庫に伴う需要、パレットなど積極的に販売活動を行いました。

ステンレス製品につきましては、原材料であるニッケル価格が値下がり傾向にあるものの、各メーカーの販売価格維持もあり、一定の収益改善を行うことができました。しかし、年度末に向けての盛り上がりは見られず、市場は軟化傾向となりました。しかし、比較的堅調な食品飲料業種、医薬品設備関連、建築部材、鉄道車両関連などを中心に販売活動を行いました。

この結果、当事業の売上高は34,022百万円（前年度比1.8%減）、営業利益は393百万円（前年度比24.6%減）となりました。

#### 〔自転車関連事業〕

国内の自転車業界につきましては、自転車の需要回復は弱く、国内生産車・輸入車ともに販売は昨年同様に減少傾向が続きました。健康志向や環境・省エネなどの配慮から愛好者の広がりがあるスポーツ用自転車の販売は、比較的安定した需要があるものの、多くが輸入商品であることから、円安基調など為替変動の影響を受けやすく、依然市場は厳しい環境が続いております。

このような状況の中で、「アラヤ」及び「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車については、独自の商品企画力を発揮して、ユーザーの支持を得られるよう話題性のある新商品の提供に努めております。また、タイをはじめ東南アジアの諸国をスポーツ用自転車の新しい輸出市場として取り組んでおります。

国内生産の中心となっております電動アシスト自転車は、徐々に品揃えが多様化しており、需要は堅調に推移しております。それに採用されている当社のステンレスリムは強度・精度面の評価が高く、販売を維持することができました。

アルミリムにつきましては、引き続き中高級品に絞り込み、インドネシア子会社との連携により拡販に努めました。

この結果、当事業の売上高は1,530百万円（前年度比5.9%減）、営業利益は32百万円（前年度は営業損失59百万円）となりました。

#### 〔その他の事業〕

不動産賃貸収入につきましては、東京工場跡地の地代収入を中心に、東京都江東区に建設した自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入が加わり、安定した業績をあげております。

この結果、売上高は401百万円（前年度比3.4%増）、営業利益は330百万円（前年度比5.7%増）となりました。

機械設備関連の販売につきましては、景気が回復基調にあるなかで、企業の収益改善から設備投資が持ち直しており、主要ユーザーの自動車部品業界においても新規設備の引き合い案件が出てきておりますが、輸入機械設備の販売は、為替動向、製品輸出動向など企業にとって先行きに不透明感があり、引き合い案件の進捗は不確かな状況が続いております。

この結果、売上高は78百万円（前年度比50.6%減）、営業損失は7百万円（前年度は営業利益12百万円）となりました。

## 事業別売上高

| 区 分     | 当連結会計年度<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) |           | 前連結会計年度<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |           | 前 年 度 比     |           |
|---------|------------------------------------------|-----------|------------------------------------------|-----------|-------------|-----------|
|         | 金 額                                      | 構成比       | 金 額                                      | 構成比       | 金 額         | 増減率       |
| 鋼管関連事業  | 百万円<br>34,022                            | %<br>94.4 | 百万円<br>34,645                            | %<br>94.1 | 百万円<br>△623 | %<br>△1.8 |
| 自転車関連事業 | 1,530                                    | 4.2       | 1,626                                    | 4.4       | △95         | △5.9      |
| その他の事業  | 480                                      | 1.4       | 547                                      | 1.5       | △67         | △12.3     |
| 合 計     | 36,032                                   | 100.0     | 36,819                                   | 100.0     | △786        | △2.1      |

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は776百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当社 名古屋工場 鋼管関連事業 BEP工法用電解研磨装置
- ・当社 千葉工場 鋼管関連事業 既存造管ラインの更新

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度                 | 平成24年度<br>第149期 | 平成25年度<br>第150期 | 平成26年度<br>第151期 | 平成27年度<br>(当連結会計年度)<br>第152期 |
|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 34,602          | 37,129          | 36,819          | 36,032                       |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 353             | 655             | 884             | 754                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | △97             | 425             | 601             | 215                          |
| 1株当たり当期純利益                | △1円73銭          | 7円66銭           | 10円83銭          | 3円89銭                        |
| 総 資 産 (百万円)               | 39,128          | 39,820          | 41,261          | 38,867                       |
| 純 資 産 (百万円)               | 20,445          | 20,492          | 22,177          | 21,113                       |

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 年 度           | 平成24年度<br>第149期 | 平成25年度<br>第150期 | 平成26年度<br>第151期 | 平成27年度<br>(当事業年度)<br>第152期 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)         | 19,017          | 20,998          | 20,840          | 19,775                     |
| 経 常 利 益 (百万円)       | 387             | 726             | 549             | 563                        |
| 当 期 純 利 益 (百万円)     | 131             | 400             | 369             | 300                        |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 2円34銭           | 7円21銭           | 6円66銭           | 5円40銭                      |
| 総 資 産 (百万円)         | 25,750          | 26,565          | 28,149          | 26,583                     |
| 純 資 産 (百万円)         | 15,884          | 16,552          | 17,547          | 16,935                     |

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然、欧州・中国などの海外景気の下振れリスク、為替変動による各種コストの上昇など懸念材料もありますが、企業収益改善による設備投資の回復や、米国を中心とした海外経済の持ち直しなどから、全体としては緩やかに回復していくと思われます。

鋼管業界におきましては、公共投資の増加、特に東京オリンピック・パラリンピックを控えて首都圏の整備・再開発・国立競技場などの建設、震災復興需要の進展などにより、鋼管製品等の販売は増加するものと期待されます。

当社グループでは、引き続き提案型営業の推進と固有の製品開発に重点を置き、グループ企業間の連携を一層強化して、引き続き効率的な生産・販売活動に注力してまいります。

(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

① 鋼管関連事業

鋼管、型鋼及び各種金属製品の製造、加工ならびに販売

② 自転車関連事業

- ・「アラヤ」ブランドの自転車用リム及び自動二輪車用リム等の製造、加工ならびに販売
- ・「アラヤ」及び「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車の製造、販売

(7) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社(営業部) 大阪市中央区南船場二丁目12番12号  
営業所 東京営業所・鋼管営業（東京都江東区）  
名古屋営業所・鋼管営業（名古屋市）  
工場 関西工場（大阪市）  
名古屋工場（名古屋市）  
千葉工場（千葉県酒々井町）  
山中工場（石川県加賀市）

② 子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社

本社（大阪市）、東京支店、名古屋支店、福岡支店、  
東北営業所（宮城県）、静岡営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）  
大栄鋼業株式会社（大阪府岸和田市）  
P.T. パブリック アラヤ インドネシア（インドネシア共和国）  
PT. アラヤ スチール チューブ インドネシア（インドネシア共和国）

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| 事業区分    | 従業員数 | 前年度比  |
|---------|------|-------|
| 鋼管関連事業  | 369名 | 3名減   |
| 自転車関連事業 | 84名  | 121名減 |
| その他の事業  | 10名  | 1名増   |
| 全社（共通）  | 58名  | 6名増   |
| 合計      | 521名 | 117名減 |

- (注) 1. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。  
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。  
3. 自転車関連事業の海外子会社における事業構造改善に伴い、当該子会社の従業員数が72名と前年度に比べ119名減少しております。

(9) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金        | 出資比率   | 主要な事業内容             |
|----------------------|------------|--------|---------------------|
| アラヤ特殊金属株式会社          | 300百万円     | 85.0%  | 鋼管及び各種金属製品の販売       |
| 大栄鋼業株式会社             | 10百万円      | 100.0% | 鋼管製品の製造、加工          |
| P.T.パブリックアラヤインドネシア   | 4,200千米ドル  | 99.9%  | 自転車用・自動二輪車用リムの製造、販売 |
| PT.アラヤスチールチューブインドネシア | 15,000千米ドル | 90.0%  | 鋼管製品の製造、加工ならびに販売    |

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,549 百万円 |
| 株式会社北國銀行      | 1,166     |
| 株式会社りそな銀行     | 754       |
| 株式会社みずほ銀行     | 584       |

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000 株  
(2) 発行済株式の総数 60,453,268 株  
(3) 株主数 3,781 名 (単元未満株主数を含む)  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名           | 持株数      | 持株比率   |
|---------------|----------|--------|
| 株式会社北國銀行      | 2,588 千株 | 4.68 % |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 2,588    | 4.68   |
| 日新製鋼株式会社      | 2,563    | 4.63   |
| 大同生命保険株式会社    | 2,370    | 4.28   |
| 加賀商工有限会社      | 2,101    | 3.79   |
| 株式会社りそな銀行     | 2,096    | 3.79   |
| 阪和興業株式会社      | 1,775    | 3.20   |
| 株式会社みずほ銀行     | 1,576    | 2.85   |
| JFEスチール株式会社   | 1,403    | 2.53   |
| 新家正彦          | 1,279    | 2.31   |

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (5,147,221株) を控除して計算しております。

2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。



### 3. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

(平成28年3月31日現在)

| 地 位     | 氏 名       | 担 当                                                     | 重要な兼職の状況                                                               |
|---------|-----------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 澤 保       |                                                         | 大同工業株式会社<br>社外取締役                                                      |
| 代表取締役専務 | 阪 口 勉     | 経営企画・<br>管理本部・<br>海外事業統括                                |                                                                        |
| 専務取締役   | 佐久間 博     |                                                         | アラヤ特殊金属株式会社<br>代表取締役社長                                                 |
| 常務取締役   | 木戸口 茂     | 製造本部・<br>生産技術統括兼<br>製造本部長兼<br>品質管理部長                    |                                                                        |
| 常務取締役   | 竹 村 善 夫   | 営業本部・資材・<br>商品開発統括兼<br>商品開発本部長                          |                                                                        |
| 常務取締役   | 一 澤 俊 作   | 管理本部長兼<br>総務部長                                          |                                                                        |
| 常務取締役   | 井 上 智 司   | 営業本部長兼<br>鋼管営業統括部長<br>PT. アラヤスチール<br>チューブインドネシア<br>業務管掌 |                                                                        |
| 取 締 役   | 西 尾 宇 一 郎 |                                                         | 公 認 会 計 士<br>税 理 士<br>関西学院大学専門職大学院<br>経営戦略研究科教授<br>ザ・パックス株式会社<br>社外監査役 |
| 取 締 役   | 上 村 恵 一   | 経 理 部 長                                                 | 株 式 会 社 新 家 開 発<br>代表取締役社長                                             |
| 取 締 役   | 中 辻 洋 一   | 関 西 工 場 長 兼<br>関 西 工 場 管 理 部 長                          |                                                                        |
| 取 締 役   | 新 家 正 彦   | 経 営 企 画 部 長                                             |                                                                        |
| 取 締 役   | 安 仲 勤     | 海 外 事 業 統 括 部 長                                         | PT. アラヤ スチール<br>チューブ インドネシア<br>代表取締役社長                                 |

| 地 位       | 氏 名       | 担 当 | 重要な兼職の状況                                                              |
|-----------|-----------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 笠 間 司 朗   |     |                                                                       |
| 監 査 役     | 夏 住 要 一 郎 |     | 弁 護 士<br>シ ャ ー プ 株 式 会 社<br>社 外 監 査 役<br>太 陽 工 業 株 式 会 社<br>社 外 監 査 役 |
| 監 査 役     | 土 田 秋 雄   |     | 公 認 会 計 士<br>パ ナ ソ ニ ッ ク デ バ イ ス S U N X 株 式 会 社<br>社 外 監 査 役         |
| 監 査 役     | 谷 健 二     |     |                                                                       |

- (注) 1. 取締役 西尾 宇一郎は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ておりません。
2. 取締役 西尾 宇一郎は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 夏住 要一郎及び土田 秋雄は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役 夏住 要一郎は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 土田 秋雄は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会後の取締役会において、新たに井上 智司が常務取締役を選定され、就任いたしました。
7. 平成27年6月26日開催の第151期定時株主総会において、新たに西尾 宇一郎が取締役に選任され、就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 人数           | 報酬等の額             | 摘 要                                   |
|--------------------|--------------|-------------------|---------------------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>( 1名) | 184百万円<br>( 5百万円) | 平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額207百万円以内 |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>( 2名)  | 35百万円<br>( 15百万円) | 平成18年6月開催の定時株主総会決議による報酬限度額 年額39百万円以内  |
| 合 計                | 16名          | 220百万円            |                                       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与相当額の繰入額17百万円（取締役15百万円、監査役2百万円）を含めております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

| 区分    | 氏名     | 兼職先                | 兼職内容  | 当該他の法人等との関係                           |
|-------|--------|--------------------|-------|---------------------------------------|
| 社外取締役 | 西尾 宇一郎 | ザ・バック株式会社          | 社外監査役 | 当社とザ・バック株式会社との間に特別な関係はありません。          |
| 社外監査役 | 夏住 要一郎 | シャープ株式会社           | 社外監査役 | 当社とシャープ株式会社との間に特別な関係はありません。           |
|       |        | 太陽工業株式会社           | 社外監査役 | 当社と太陽工業株式会社との間に特別な関係はありません。           |
| 社外監査役 | 土田 秋雄  | パナソニックデバイスSUNX株式会社 | 社外監査役 | 当社とパナソニックデバイスSUNX株式会社との間に特別な関係はありません。 |

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名     | 主な活動状況                                                                      |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 西尾 宇一郎 | 就任後開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。             |
| 社外監査役 | 夏住 要一郎 | 当事業年度開催の取締役会16回および監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。   |
| 社外監査役 | 土田 秋雄  | 当事業年度開催の取締役会16回および監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、経営上有用な発言を行っております。 |

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額                         | 20百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。
2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社の都合の他、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反抵触したと監査役会が判断した場合には、取締役会に対し、解任・不再任を株主総会の付議議案とすることを要請いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制の一部改定の決議をしました。

改定後の同体制の概要は次のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社及び関係会社から成る企業集団（以下「当社グループ」とする。）の取締役、使用人が法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともにコンプライアンス活動の徹底を図るため、「コンプライアンス規程」を制定・運用する。
  - ・社内諸規程の改定・教育プログラムの策定等を協議・決定するための機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
  - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部監査室を窓口とする内部通報体制を構築・運用し、組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正を図る。
  - ・「内部通報制度に関する規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、いかなる不利益取扱いを行わない。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・職務執行に係る情報は文書により記録・保存する。
  - ・文書の保存期間及びその他の管理体制については「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理を体系的に定める「リスク管理基本規程」を制定・運用する。
  - ・全社的なリスク管理に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、リスク管理委員会を設置する。
  - ・緊急事態の発生に際し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止めることを目的とした「緊急事態対応規程」を制定・運用する。
  - ・「内部情報等の管理に関する規程」に基づき、総務部を主幹としたインサイダー取引防止体制を構築・運用し、インサイダー取引の発生を未然に防止する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は法令・定款・「取締役会規則」に基づき、原則として月一回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事情の決議・報告を行う。

- ・各部門を担当する取締役は実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定するとともに、月次・四半期業績に対する業績管理を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・当社グループの経営効率の向上を図り、グループとしての発展を遂げるため、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図る。
  - ・関係会社ごとに、担当取締役を任命し、数値目標、コンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について定期的に取締役会に報告する。
  - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、担当取締役に報告を行う体制を構築・運用する。
  - ・関係会社の事業運営やリスク管理体制等については、担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指揮・命令できる。
  - ・「監査役監査基準」に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人が当該職務の執行に関して、取締役の指揮・命令からの独立性を確保する体制及び監査役からの指揮・命令の実効性を確保するための体制を構築・運用する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する情報・内部通報に関する事項等について速やかに報告する。
  - ・「監査役監査基準」、「関係会社管理規程」に基づき、各関係会社の担当取締役が当該会社から報告を受けた業務上重要な事項につき、監査役に報告する体制を構築・運用する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席する。
  - ・監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じ、取締役又は使用人に対して報告を求めることができる。
  - ・監査役は、必要に応じ、外部専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとする。
  - ・監査役は、定期的に当社の会計監査人である監査法人と監査業務について緊密な情報交換を行うなど連携を図る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社の経営理念を企業行動憲章として定めた「グループ企業行動規範」に基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・ 必要に応じて、社内規程の改定を行い、適宜周知・教育を行うことにより、当社グループにおけるコンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ・ 取締役の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制として、取締役会を原則として毎月1回開催のうえ必要に応じて適宜開催し、経営に関する重要事項については、社外役員を含めた取締役会において十分審議したうえで決議しております。
- ・ 当社グループの事業の報告については、定期的に当社取締役会で報告を行い、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適宜関係部門へ指示を行っております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

(会社の財務及び事業の方針の決定)

### ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、基本的に、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大量買付け等についても、当社としてこれを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。当社は、株主等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を損なうような大量買付けが行われた場合、当社取締役会は、株主の皆様に対し当該大量買付け行為の適否について判断するに十分な情報及び時間的余裕が与えられるべきであるとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を侵害するような大量買付けに対しては適時適切な対抗措置が必要であると考えます。

### ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のため、以下に掲げる経営理念を礎として、「社会に信頼される企業」を目指して弛まぬ努力を続けております。

一、常に技術と品質の向上に努め創造と革新に挑戦する

一、公正かつ誠実に企業運営し社会の発展に貢献する

一、自然と調和し国際社会と共生する

一、お客様を大切にし、株主・取引先との相互繁栄をはかり従業員の福祉向上を目指す

当社は明治36年創業以来113年におよぶ歴史の中で培われた製造技術とりわけ金属加工の分野において“信頼度の高い技術”の蓄積をもとに、輸送機器関連事業、鉄鋼関連事業を中心に社会に役立つ製品・商品・サービスを提供してまいりました。その用途は自転車、オートバイ、自動車、家具、住宅、店舗、福祉機器、産業機械、生産設備、その他諸設備等それぞれの分野で幅広く活用され、社会に有用な役割を果たすべく不断の研究・技術開発に挑戦しております。特にロールフォーミング技術を駆使した塑性形状加工技術は、長年に亘って蓄積されたノウハウとそれを実現する熟練度の高い生産技術に支えられ、今後とも大きな可能性を秘めているところであります。

当社は、顧客の要望に応えるために提案型営業を展開し、社会のニーズに柔軟かつ的確に対応する体制作りを積極的に進めております。当社において企業価値の源泉となるべき事業内容は種々ございますが、各事業が社会に果たす役割を明確に認識しつつ、短期的かつ一時的な利益追求の製品・商品のみならず、株主・投資者、顧客・仕入先等の取引先、従業員、地域社会等を含めた“社会との共生関係”に基盤を置いた確固たる理念のもとに各事業の運営が行われることこそが、当社における企業経営の本質であり、それにより、企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上が図れるものと考えております。

当社はかかる使命感と信念のもと、金属加工分野を中心に様々な社会的な役割を担うべき製品・商品を開発、提供する不断の努力を重ね、企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保、向上に邁進してまいります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月26日開催の第150期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的として、有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとした、当社株券等の大量買付け等への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について、株主の皆様からご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等の大量買付者に対し、大量買付者の名称及び住所または所在地等を記載した意向表明書ならびに大量買付け等の目的、方法及びその内容、大量買付け等の価額の算定根拠、大量買付け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策ならびに配当政策等の必要情報の提供など、事前に明定した手続の遵守を求めるとともに、大量買付者が同手続に違反した場合及び当該大量買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等に、独立委員会の勧告を踏まえた当社取締役会または株主総会の決議に基づき、新株予約権の無償割当て等を内容とする対抗措置を発動する買収防衛策です。

- ④ ②及び③の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由
- ・ 買収防衛策に関する指針に適合していること

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省・法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める3原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）ならびに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の定める指針に適合しております。



- ・ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること  
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならず、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。  
本プランは、このような企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある買収からの防衛をその目的及び内容としており、当社における会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。
- ・ 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと  
本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大量買付けを行おうとする者から当社を防衛することをその目的及び内容としており、株主共同の利益を損なうものではありません。  
このことは、本プランが、継続（導入）に際して株主総会決議による承認を得ていること、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重すること、対抗措置の発動要件の合理性・客観性を確保していること、有効期間を3年としていること、株主の意思によりいつでも本プランを廃止できること、デッドハンド型買収防衛策でないこと及び事前開示を充実させていることなどからも明白です。
- ・ 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上のために導入するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。  
このことは、本プランが対抗措置の発動につき社外の独立した委員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するという枠組みを取っていることなどからも明白です。

---

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |               | 負 債 の 部               |               |
|----------------|---------------|-----------------------|---------------|
| <b>I 流動資産</b>  | <b>24,203</b> | <b>I 流動負債</b>         | <b>14,218</b> |
| 現金及び預金         | 6,433         | 支払手形及び買掛金             | 8,322         |
| 受取手形及び売掛金      | 11,805        | 短期借入金                 | 4,333         |
| 有価証券           | 26            | 1年内返済予定のリース債務         | 47            |
| 商品及び製品         | 4,670         | 未払法人税等                | 97            |
| 仕掛品            | 210           | 賞与引当金                 | 347           |
| 原材料及び貯蔵品       | 720           | その他                   | 1,069         |
| 繰延税金資産         | 208           | <b>II 固定負債</b>        | <b>3,535</b>  |
| その他            | 218           | リース債務                 | 34            |
| 貸倒引当金          | △91           | 繰延税金負債                | 287           |
|                |               | 役員退職慰労引当金             | 14            |
|                |               | 環境対策引当金               | 22            |
| <b>II 固定資産</b> | <b>14,664</b> | 退職給付に係る負債             | 2,617         |
| (1) 有形固定資産     | 8,148         | 資産除去債務                | 7             |
| 建物及び構築物        | 1,755         | その他                   | 551           |
| 機械装置及び運搬具      | 1,458         | <b>負債合計</b>           | <b>17,753</b> |
| 土地             | 4,287         | <b>純資産の部</b>          |               |
| リース資産          | 64            | <b>I 株主資本</b>         | <b>18,917</b> |
| 建設仮勘定          | 530           | (1) 資本金               | 3,940         |
| その他            | 51            | (2) 資本剰余金             | 4,155         |
| (2) 無形固定資産     | 23            | (3) 利益剰余金             | 11,573        |
| ソフトウェア         | 1             | (4) 自己株式              | △751          |
| リース資産          | 12            | <b>II その他の包括利益累計額</b> | <b>1,149</b>  |
| その他            | 9             | (1) その他有価証券評価差額金      | 2,197         |
| (3) 投資その他の資産   | 6,492         | (2) 為替換算調整勘定          | △386          |
| 投資有価証券         | 6,259         | (3) 退職給付に係る調整累計額      | △661          |
| 繰延税金資産         | 17            |                       |               |
| その他            | 216           | <b>III 非支配株主持分</b>    | <b>1,046</b>  |
| 貸倒引当金          | △0            | <b>純資産合計</b>          | <b>21,113</b> |
| <b>資産合計</b>    | <b>38,867</b> | <b>負債純資産合計</b>        | <b>38,867</b> |

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                    |     |              |
|--------------------|-----|--------------|
| 売上高                |     | 36,032       |
| 売上原価               |     | 30,320       |
| <b>売上総利益</b>       |     | <b>5,712</b> |
| 販売費及び一般管理費         |     | 4,962        |
| <b>営業利益</b>        |     | <b>749</b>   |
| 営業外収益              |     |              |
| 受取利息及び配当金          | 177 |              |
| 仕入割引               | 26  |              |
| その他の               | 40  | 245          |
| 営業外費用              |     |              |
| 支払利息               | 37  |              |
| その他の               | 202 | 239          |
| <b>経常利益</b>        |     | <b>754</b>   |
| 特別利益               |     |              |
| 固定資産売却益            | 0   |              |
| 投資有価証券売却益          | 142 | 142          |
| 特別損失               |     |              |
| 固定資産除却損            | 14  |              |
| 投資有価証券評価損          | 126 |              |
| 事業構造改善費用           | 188 | 329          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |     | <b>566</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 166 |              |
| 法人税等調整額            | 155 | 321          |
| <b>当期純利益</b>       |     | <b>245</b>   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |     | 29           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |     | 215          |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                     | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|---------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高           | 3,940   | 4,155 | 11,579 | △718 | 18,957 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |       | △222   |      | △222   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |       | 215    |      | 215    |
| 自己株式の取得             |         |       |        | △32  | △32    |
| 連結子会社の増資による持分の増減    |         | 0     |        |      | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |       |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | －       | 0     | △6     | △32  | △39    |
| 当 期 末 残 高           | 3,940   | 4,155 | 11,573 | △751 | 18,917 |

|                     | その他の包括利益累計額          |             |              |                      |                       | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|---------|--------|
|                     | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |         |        |
| 当 期 首 残 高           | 2,857                | 0           | △367         | △227                 | 2,263                 | 957     | 22,177 |
| 当 期 変 動 額           |                      |             |              |                      |                       |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                      |             |              |                      |                       |         | △222   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                      |             |              |                      |                       |         | 215    |
| 自己株式の取得             |                      |             |              |                      |                       |         | △32    |
| 連結子会社の増資による持分の増減    |                      |             |              |                      |                       |         | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △660                 | △0          | △19          | △433                 | △1,113                | 88      | △1,024 |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △660                 | △0          | △19          | △433                 | △1,113                | 88      | △1,063 |
| 当 期 末 残 高           | 2,197                | －           | △386         | △661                 | 1,149                 | 1,046   | 21,113 |

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

アラヤ特殊金属株式会社

大栄鋼業株式会社

P.T. パブリック アラヤ インドネシア

PT. アラヤ スチール チューブ インドネシア

非連結子会社の数 2社

株式会社アラヤ工機

株式会社新家開発

非連結子会社の2社は営業規模が小さく、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等がいずれも僅少であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社2社及び関連会社アトラス a r k 株式会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、持分法を適用していません。

#### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

P.T. パブリック アラヤ インドネシア 決算日：12月31日

PT. アラヤ スチール チューブ インドネシア 決算日：12月31日

上記の連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法により評価しております。

###### ② デリバティブ

時価法により評価しております。

###### ③ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
- (イ)所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- (ロ)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金  
一部の国内連結子会社において、役員の退任時に支給される退職金の支払に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 環境対策引当金  
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。  
ヘッジ手段……為替予約  
ヘッジ対象……製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針  
取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,554百万円

## (連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、海外連結子会社において不採算が続いていた鉄リムの生産を廃止したことに伴い発生したものであります。

(単位：百万円)

| 内 訳      | 金 額 |
|----------|-----|
| 固定資産除却損  | 106 |
| 退職金      | 74  |
| たな卸資産廃却損 | 8   |
| 計        | 188 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

|                 | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-----------------|------------------|-------|-------|-----------------|
| 発行済株式総数<br>普通株式 | 60,453,268       | —     | —     | 60,453,268      |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり<br>の配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|---------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 222百万円 | 4円            | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

| 決 議                  | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金<br>の総額 | 1株当たり<br>の配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-----------|------------|---------------|------------|------------|
| 平成28年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金     | 221百万円     | 4円            | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によっています。デリバティブは、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクの回避を目的とした先物為替予約取引等であり、投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、当社では与信限度額検討会議等の決定に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照して下さい。）

(単位：百万円)

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価     | 差 額 |
|-----------------------------|----------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金                  | 6,433          | 6,433   | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金               | 11,805         | 11,805  | —   |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,255          | 6,255   | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金               | (8,322)        | (8,322) | —   |
| (5) 短期借入金                   | (4,333)        | (4,333) | —   |
| (6) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む） | (81)           | (80)    | 1   |

(※) 負債に計上されているものについては（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金  
預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券  
時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 短期借入金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) リース債務  
時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を新規に行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額30百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券には含めておりません。

(注3) 金融債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|                                       | 1年以内   | 1年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------------------------------------|--------|--------------|------|
| 現金及び預金                                | 6,433  | —            | —    |
| 受取手形及び売掛金                             | 11,805 | —            | —    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの | —      | 400          | 350  |
| 合計                                    | 18,238 | 400          | 350  |

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|       | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| リース債務 | 47   | 27          | 3           | 3           | 0           |
| 合計    | 47   | 27          | 3           | 3           | 0           |

### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社グループは、東京都、大阪府及びその他の地域において、賃貸用の土地、建物及び倉庫等を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価   |
|------------|-------|
| 672        | 5,424 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 362円85銭
2. 1株当たり当期純利益 3円89銭

### (その他の注記)

法人税率変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が11百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が24百万円、その他有価証券評価差額金が50百万円それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が15百万円減少しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |               | 負 債 の 部            |               |
|-------------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>I 流動資産</b>     | <b>13,526</b> | <b>I 流動負債</b>      | <b>7,020</b>  |
| 現金及び預金            | 2,837         | 支払手形               | 1,583         |
| 受取手形              | 1,627         | 買掛金                | 1,955         |
| 売掛金               | 5,054         | 短期借入金              | 2,442         |
| 有価証券              | 26            | リース債務              | 26            |
| 商品及び製品            | 2,241         | 未払金                | 232           |
| 仕掛品               | 208           | 未払費用               | 147           |
| 原材料及び貯蔵品          | 659           | 未払法人税等             | 44            |
| 前渡金               | 23            | 未払消費税等             | 78            |
| 前払費用              | 36            | 前受金                | 39            |
| 繰延税金資産            | 133           | 預り金                | 46            |
| 短期貸付金             | 636           | 賞与引当金              | 237           |
| その他の              | 53            | 設備関係支払手形           | 186           |
| 貸倒引当金             | △12           |                    |               |
| <b>II 固定資産</b>    | <b>13,056</b> | <b>II 固定負債</b>     | <b>2,627</b>  |
| <b>1 有形固定資産</b>   | <b>3,824</b>  | リース債務              | 10            |
| 建物                | 1,077         | 長期未払金              | 74            |
| 構築物               | 61            | 繰延税金負債             | 513           |
| 機械及び装置            | 1,262         | 退職給付引当金            | 1,649         |
| 車両運搬具             | 0             | 環境対策引当金            | 22            |
| 工具・器具・備品          | 38            | 長期預り金              | 357           |
| 土地                | 836           |                    |               |
| リース資産             | 33            | <b>負債合計</b>        | <b>9,647</b>  |
| 建設仮勘定             | 514           | <b>純資産の部</b>       |               |
| <b>2 無形固定資産</b>   | <b>3</b>      | <b>I 株主資本</b>      | <b>14,753</b> |
| ソフトウェア            | 1             | <b>1 資本金</b>       | <b>3,940</b>  |
| リース資産             | 2             | <b>2 資本剰余金</b>     | <b>4,155</b>  |
| <b>3 投資その他の資産</b> | <b>9,228</b>  | 資本準備金              | 4,155         |
| 投資有価証券            | 6,186         | <b>3 利益剰余金</b>     | <b>7,409</b>  |
| 関係会社株式            | 2,560         | (1) 利益準備金          | 860           |
| 出資金               | 0             | (2) その他利益剰余金       | 6,548         |
| 長期貸付金             | 345           | 固定資産圧縮積立金          | 262           |
| 長期前払費用            | 33            | 別途積立金              | 5,050         |
| その他の              | 101           | 繰越利益剰余金            | 1,236         |
|                   |               | <b>4 自己株式</b>      | <b>△751</b>   |
|                   |               | <b>II 評価・換算差額等</b> | <b>2,181</b>  |
|                   |               | その他有価証券評価差額金       | 2,181         |
|                   |               | <b>純資産合計</b>       | <b>16,935</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>26,583</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>26,583</b> |

## 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                        |     |              |
|------------------------|-----|--------------|
| 売 上 高                  |     | 19,775       |
| 売 上 原 価                |     | 17,103       |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |     | <b>2,672</b> |
| 販売費及び一般管理費             |     | 2,225        |
| <b>営 業 利 益</b>         |     | <b>447</b>   |
| 営 業 外 収 益              |     |              |
| 受取利息及び配当金              | 184 |              |
| そ の 他                  | 27  | 212          |
| 営 業 外 費 用              |     |              |
| 支 払 利 息                | 18  |              |
| そ の 他                  | 77  | 95           |
| <b>経 常 利 益</b>         |     | <b>563</b>   |
| 特 別 利 益                |     |              |
| 投資有価証券売却益              | 142 | 142          |
| 特 別 損 失                |     |              |
| 固定資産除却損                | 14  |              |
| 投資有価証券評価損              | 126 | 140          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |     | <b>565</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税           | 114 |              |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 150 | 265          |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |     | <b>300</b>   |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |           |                 |           |                   |           |             |       |                 | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|----------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|-------------|-------|-----------------|--------|------------|
|                            | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金     |                   |           |             |       | 利益<br>剰余金<br>合計 |        |            |
|                            |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金          |           |             |       |                 |        |            |
|                            |         |           |                 |           | 固定資産<br>圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |       |                 |        |            |
| 当 期 首 残 高                  | 3,940   | 4,155     | 4,155           | 860       | 259               | 5,050     | 1,161       | 7,331 | △718            | 14,709 |            |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |                 |           |                   |           |             |       |                 |        |            |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 |         |           |                 |           | △3                |           | 3           | －     |                 | －      |            |
| 実効税率変更に伴う<br>積立金の増加        |         |           |                 |           | 6                 |           | △6          | －     |                 | －      |            |
| 剰余金の配当                     |         |           |                 |           |                   |           | △222        | △222  |                 | △222   |            |
| 当 期 純 利 益                  |         |           |                 |           |                   |           | 300         | 300   |                 | 300    |            |
| 自己株式の取得                    |         |           |                 |           |                   |           |             |       | △32             | △32    |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)    |         |           |                 |           |                   |           |             |       |                 |        |            |
| 当 期 変 動 額 合 計              | －       | －         | －               | －         | 2                 | －         | 75          | 77    | △32             | 44     |            |
| 当 期 末 残 高                  | 3,940   | 4,155     | 4,155           | 860       | 262               | 5,050     | 1,236       | 7,409 | △751            | 14,753 |            |

|                            | 評価・換算差額等         |             |                | 純資産<br>合計 |
|----------------------------|------------------|-------------|----------------|-----------|
|                            | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算差額等<br>合計 |           |
| 当 期 首 残 高                  | 2,838            | 0           | 2,838          | 17,547    |
| 当 期 変 動 額                  |                  |             |                |           |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩 |                  |             |                | －         |
| 実効税率変更に伴う<br>積立金の増加        |                  |             |                | －         |
| 剰余金の配当                     |                  |             |                | △222      |
| 当 期 純 利 益                  |                  |             |                | 300       |
| 自己株式の取得                    |                  |             |                | △32       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)    | △657             | △0          | △657           | △657      |
| 当 期 変 動 額 合 計              | △657             | △0          | △657           | △612      |
| 当 期 末 残 高                  | 2,181            | －           | 2,181          | 16,935    |

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
    - ② その他有価証券  
時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  
時価のないもの…移動平均法による原価法により評価しております。
  - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法により評価しております。
  - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法を採用しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
  - ② 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
  - ③ リース資産
    - (イ) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
    - (ロ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
受取手形、売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品・商品等の輸出・輸入による外貨建売上債権、買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

取引限度額（ヘッジ比率）を定めた市場リスク管理要項の規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(2) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。



## (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

平成25年9月13日改正の「企業結合に関する会計基準」等の適用

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

### 2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

### 3. 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

15,198百万円

### 3. 保証債務（関係会社の借入金に対する債務保証）

P.T. パブリック アラヤ インドネシア

125百万円

### 4. 関係会社に対する短期金銭債権

4,251百万円

関係会社に対する長期金銭債権

345百万円

関係会社に対する短期金銭債務

120百万円

関係会社に対する長期金銭債務

3百万円

### 5. 取締役、監査役に対する金銭債務

74百万円

## (損益計算書に関する注記)

### 1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 関係会社との取引高

営業取引

売上高

6,409百万円

仕入高

856百万円

その他

0百万円

営業取引以外の取引高

15百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|      | 当事業年度期首<br>株式数 | 増加株式数   | 減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|------|----------------|---------|-------|---------------|
| 普通株式 | 4,887,225      | 259,996 | —     | 5,147,221     |

(注) 増加株式数の内訳は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加256,000株及び単元未満株式の買取りによる増加3,996株であります。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                |        |
|----------------|--------|
| 退職給付引当金        | 505百万円 |
| 賞与引当金          | 73百万円  |
| 貸倒引当金          | 3百万円   |
| 環境対策引当金        | 6百万円   |
| 投資有価証券評価損      | 39百万円  |
| たな卸資産評価損       | 27百万円  |
| 賞与引当金分社会保険料計上額 | 12百万円  |
| 未払事業税          | 7百万円   |
| 長期未払金          | 22百万円  |
| 固定資産償却超過額      | 3百万円   |
| その他            | 59百万円  |
| 繰延税金資産小計       | 761百万円 |
| 評価性引当額         | △82百万円 |
| 繰延税金資産合計       | 679百万円 |

### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △931百万円   |
| 固定資産圧縮積立金    | △120百万円   |
| その他          | △6百万円     |
| 繰延税金負債合計     | △1,059百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | △379百万円   |

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(イ)有形固定資産

鋼管関連事業における生産伝票の自動収集による簡素化及び生産情報、営業情報をリアルタイムに共有するための生産管理システム（工具・器具・備品）であります。

(ロ)無形固定資産

鋼管関連事業における上記生産管理システムのソフトウェア及び各種設計用CADシステムのソフトウェアであります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

| 属性  | 会社等の名称                        | 議決権の<br>所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係               | 取引の内容                                   | 取引金額<br>(注3)                     | 科目             | 期末残高<br>(注3)      |
|-----|-------------------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------|----------------|-------------------|
| 子会社 | アラヤ特殊金属株式会社                   | 所有<br>直接85%               | 当社製品の販売<br>原材料等の購入<br>役員の兼任 | 当社製品の売上（注1）<br>原材料等の仕入                  | 5,939百万円<br>326百万円               | 売掛金<br>買掛金     | 3,500百万円<br>41百万円 |
| 子会社 | 大栄鋼業株式会社                      | 所有<br>直接100%              | 資金の援助<br>役員の兼任              | 資金の回収<br>利息の受取                          | 18百万円<br>1百万円                    | 長期貸付金          | 50百万円             |
| 子会社 | P.T.パブリック<br>アラヤ<br>インドネシア    | 所有<br>直接99.9%             | 債務保証の引受<br>資金の援助<br>役員の兼任   | 債務保証（注2）<br>資金の貸付（注4）<br>資金の回収<br>利息の受取 | 125百万円<br>24百万円<br>38百万円<br>1百万円 | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 134百万円<br>61百万円   |
| 子会社 | PT.アラヤ<br>スチール チューブ<br>インドネシア | 所有<br>直接90%               | 資金の援助<br>役員の兼任              | 資金の貸付（注4）<br>資金の回収<br>利息の受取             | 239百万円<br>46百万円<br>5百万円          | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 502百万円<br>234百万円  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件については、一般取引先と同様の取引を勧奨して決定しております。

(注2) 設備投資等に伴う銀行借入に対する保証であります。なお、債務保証に対する保証料は受け取っておりません。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勧奨して決定しており、貸付期間は半年から5年としております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 306円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 5円40銭   |

## (その他の注記)

法人税率変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が22百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が27百万円、その他有価証券評価差額金が49百万円それぞれ増加しております。

## 連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書（謄本）

# 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

新家工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 伸一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月10日

新家工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 内 章 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石原 伸一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

# 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みの判断理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

新家工業株式会社 監査役会

常勤監査役 笠間 司 朗 ㊟

社外監査役 夏住 要一郎 ㊟

社外監査役 土田 秋雄 ㊟

監査役 谷 健 二 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的かつ継続的な配当を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円、総額 221,224,188円

なお、中間配当を見送りましたので、当期の年間配当金は1株につき4円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制の構築を目指すため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、現行定款の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 上記の変更に伴い、条数の繰り下げおよび字句の表現等の修正を行うものであります。なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                                           |
|--------------------------------|-------------------------------------------------|
| 第1章 総則                         | 第1章 総則                                          |
| 第1条～第3条 (条文省略)                 | 第1条～第3条 (現行どおり)                                 |
| (機関)                           | (機関)                                            |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。                  |
| (1) 取締役会                       | (1) 取締役会                                        |
| (2) 監査役                        | (2) <u>監査等委員会</u>                               |
| (3) <u>監査役会</u>                | (削除)                                            |
| (4) 会計監査人                      | (3) 会計監査人                                       |
| 第5条～第19条 (条文省略)                | 第5条～第19条 (現行どおり)                                |
| 第4章 取締役および取締役会                 | 第4章 取締役および取締役会                                  |
| (取締役の員数)                       | (取締役の員数)                                        |
| 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。         | 第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、15名以内とする。 |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、3名とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                     | <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                                                                            |
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>                                                     | <p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>(取締役への委任)<br/> <u>第27条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>                                                                                                                                           |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>(取締役会規則)<br/> <u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>                                                                                                                                                                                   |
| <p>(取締役の報酬等)<br/> <u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                | <p>(取締役の報酬等)<br/> <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                 |
| <p>(取締役の責任免除)<br/> <u>第27条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度額において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に<u>もとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> | <p>(取締役の責任免除)<br/> <u>第30条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に<u>基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、<u>会日の3日前までに</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によつて常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役であった者の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に基づく第152期定時株主総会終結前の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. <u>第152期定時株主総会終結前の社外監査役であった者の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></p> |

**第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（12名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | さわ たもつ<br>澤 保<br>(昭和22年8月15日生)                                                                                                                                                                                                                     | 昭和45年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社常務取締役<br>平成24年6月 当社代表取締役社長、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>大同工業株式会社 社外取締役                                         | 94,100株            |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>澤 保氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                       |                                                                                                                                                     |                    |
| 2     | さか ぐち つとむ<br>阪 口 勉<br>(昭和22年6月29日生)                                                                                                                                                                                                                | 昭和45年4月 当社入社<br>平成9年10月 当社経理部長<br>平成14年6月 当社取締役経理部長<br>平成22年6月 当社常務取締役経理部長<br>平成24年6月 当社代表取締役専務管理本部長<br>平成26年6月 当社代表取締役専務経営企画・管理本部<br>・海外事業統括、現在に至る | 98,100株            |
|       | <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>阪口 勉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経理・経営企画部門における豊富な経験と知識を有し、経営企画・管理本部・海外事業を統括する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                     |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | さくま ひろし<br>佐久間 博<br>(昭和23年1月20日生)  | 昭和45年6月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役営業本部鋼管営業部<br>東京営業所長<br>平成16年10月 当社取締役鋼管部門長補佐(営業担当)<br>兼鋼管営業部長<br>平成17年7月 当社取締役名古屋工場長<br>平成21年6月 当社取締役<br>アラヤ特殊金属株式会社常務取締役<br>平成24年6月 当社常務取締役<br>アラヤ特殊金属株式会社専務取締役<br>営業本部長<br>平成26年6月 当社専務取締役<br>アラヤ特殊金属株式会社<br>代表取締役社長、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>アラヤ特殊金属株式会社 代表取締役社長 | 80,100株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           佐久間 博氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、当社の営業部門・製造部門および当社グループの重要な販売会社であるアラヤ特殊金属株式会社の代表取締役社長としての豊富な経験と知識を有し、同社の経営・管理を統括する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>           以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | きどぐち しげる<br>木戸口 茂<br>(昭和22年7月21日生) | 昭和45年1月 当社入社<br>平成10年5月 P.T. パブリック アラヤ インドネシア<br>取締役工場長<br>平成14年11月 当社山中工場長<br>平成20年6月 当社取締役千葉工場長<br>平成24年6月 当社常務取締役製造本部長兼関西工場長<br>平成24年8月 当社常務取締役製造本部長兼関西工場長<br>兼品質管理部長<br>平成26年6月 当社常務取締役製造本部・生産技術統括<br>兼製造本部長兼品質管理部長、<br>現在に至る                                                              | 59,000株            |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           木戸口 茂氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門における豊富な経験と知識を有し、製造本部・生産技術部門ならびに品質管理部門を統括・管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>           以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                    |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                | いち ざわ しゅん さく<br>一 澤 俊 作<br>(昭和25年1月1日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社総務部人事課長<br>平成19年11月 当社総務部 部長<br>平成24年6月 当社取締役総務部長<br>平成26年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長、<br>現在に至る                                                                                                                   | 43,000株                |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           一澤俊作氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理・総務部門における豊富な経験と知識を有し、管理部門を掌管する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>           以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                     |                                         |                                                                                                                                                                                                                                      |                        |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                | いの うえ とも し<br>井 上 智 司<br>(昭和27年7月13日生)  | 昭和48年4月 当社入社<br>平成16年10月 当社鋼管営業部東京営業所長<br>平成22年7月 当社製造本部資材部長<br>平成24年6月 当社取締役鋼管営業部長兼資材部長<br>平成26年6月 当社取締役営業本部長兼鋼管営業統括<br>部長PT. アラヤ スチール チューブ<br>インドネシア業務管掌<br>平成27年6月 当社常務取締役営業本部長兼鋼管営業<br>統括部長PT. アラヤ スチール チューブ<br>インドネシア業務管掌、現在に至る | 34,000株                |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           井上智司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業・資材部門における豊富な経験と知識を有し、営業部門ならびに海外子会社であるPT. アラヤ スチール チューブ インドネシアを掌管する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>           以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                      |                        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                         | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|           | かみ むら けい いち<br><b>上 村 恵 一</b><br>(昭和27年11月24日生)                                                                                                                                                                                                     | 昭和50年4月 当社入社<br>平成14年7月 当社経理部経理課長<br>平成23年11月 当社経理部 部長<br>平成24年6月 当社取締役経理部長、現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社新家開発 代表取締役社長                                         | 39,100株                |
| 7         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>上村恵一氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経理部門および子会社である株式会社新家開発の代表取締役社長としての豊富な経験と知識を有し、経理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                             |                        |
|           | あら や まさ ひこ<br><b>新 家 正 彦</b><br>(昭和35年3月16日生)                                                                                                                                                                                                       | 昭和57年4月 大阪変圧器株式会社<br>(現 株式会社ダイヘン)入社<br>平成9年8月 同社半導体機器事業部第一技術部副参事<br>平成22年8月 当社入社<br>平成23年4月 当社関西工場製造部 次長<br>平成24年6月 当社取締役技術本部長<br>平成26年6月 当社取締役経営企画部長、現在に至る | 1,279,000株             |
| 8         | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>新家正彦氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門および経営企画部門における豊富な経験と知識を有し、経営企画部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br>以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。               |                                                                                                                                                             |                        |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | やす なか つとむ<br><b>安 仲 勤</b><br>(昭和30年9月23日生) | 昭和56年2月 当社入社<br>平成12年7月 当社名古屋工場技術課長<br>平成22年7月 当社技術本部技術開発部長<br>平成24年7月 PT.アラヤ スチール チューブ インド<br>ネシア 代表取締役社長（現任）<br>平成26年6月 当社取締役海外事業統括部長、現在に<br>至る<br>(重要な兼職の状況)<br>PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア<br>代表取締役社長 | 21,000株                |
| <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>           安仲 勤氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門および海外子会社であるPT.アラヤ スチール チューブ インドネシア代表取締役社長としての豊富な経験と知識を有し、同社の経営・管理を行う取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。<br/>           以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                            |                                                                                                                                                                                                       |                        |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | <p>※<br/>かき ま し ろう<br/>笠 間 司 朗<br/>(昭和27年5月9日生)</p>                                                                                                                                                                                                                          | <p>昭和50年4月 当社入社<br/>平成14年11月 当社山中工場製造課長<br/>平成21年4月 当社山中工場長<br/>平成24年5月 当社参事<br/>平成25年6月 当社常勤監査役、現在に至る</p>                                                   | 23,000株            |
|       | <p>【取締役候補者とした理由】<br/>笠間司朗氏は、当社常勤監査役としての監査経験を通じての豊富な経験と知識を有し、常勤監査役として、業務執行および経営の監査を適切に行ってまいりました。以上の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                |                                                                                                                                                              |                    |
| 2     | <p>※<br/>なつ すみ よういちろう<br/>夏 住 要 一 郎<br/>(昭和24年3月4日生)</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>昭和50年4月 弁護士登録<br/>色川法律事務所 入所（現任）<br/>平成12年4月 大阪弁護士会副会長<br/>平成15年4月 太陽工業株式会社社外監査役（現任）<br/>平成15年6月 当社社外監査役（現任）<br/>平成20年6月 シャープ株式会社社外監査役（現任）、<br/>現在に至る</p> | 44,000株            |
|       | <p>【社外取締役候補者とした理由】<br/>夏住要一郎氏は、長年の弁護士として培われた高度な法律知識と企業統治に対する幅広い見識を活かし、当社の社外監査役として、業務執行および経営の監査を適切に行ってまいりました。<br/>なお、同氏は過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                              |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ※<br>にし お ういちろう<br>西尾 宇一郎<br>(昭和30年3月7日生) | 昭和57年3月 公認会計士登録<br>昭和58年12月 税理士登録<br>平成11年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員<br>平成13年7月 日本公認会計士協会理事<br>平成14年7月 監査法人トーマツ代表社員<br>平成17年4月 関西学院大学専門職大学院<br>経営戦略研究科教授（現任）<br>平成18年6月 松下電工株式会社社外監査役<br>平成20年3月 当社独立委員会委員<br>平成27年3月 ザ・バック株式会社社外監査役（現任）<br>平成27年6月 当社社外取締役（現任）、現在に至る | 2,000株             |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>西尾宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、当社の社外取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。</p> <p>なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績を踏まえて、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上ならびに経営の監査・監督に貢献できると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                               |                    |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 夏住要一郎、西尾宇一郎の両氏は社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 夏住要一郎氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって13年となります。
5. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
6. 夏住要一郎、西尾宇一郎の両氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定であります。
7. 夏住要一郎氏が社外監査役を兼任している太陽工業株式会社において、平成24年9月に独立禁止法第3条の規定に違反する行為（カルテル）を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令がありました。同氏は事前に当該事実を認識しておらず、事後には、同社監査役会および取締役会において、社外の視点および法律の専門家の視点から再発防止に向けた提言等を行うなどの職責を果たしております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）および監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第142期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額207百万円以内、監査役の報酬額を年額39百万円以内としてそれぞれご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）9名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、現在の取締役および監査役の報酬額の定めを廃止し、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）および監査等委員である取締役の報酬額を設定することをお諮りするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、経済情勢の変化その他諸般の事情を考慮し、年額207百万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものといたします。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮し、年額39百万円以内とさせていただきたいと存じます。

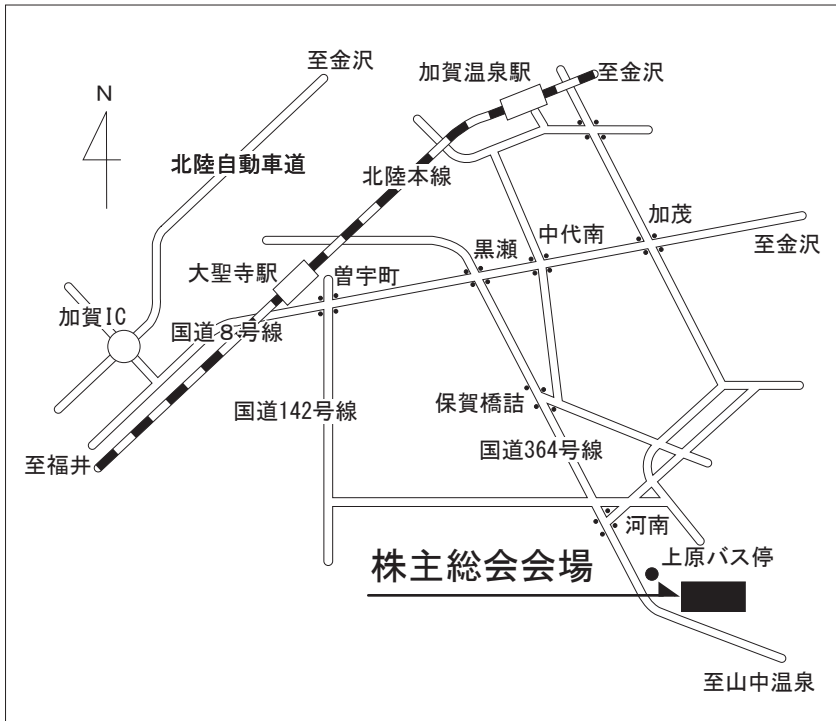
なお、現在の取締役は12名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名となります。また、第4号議案が承認可決されますと、新たに就任する監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

M E M O

## 株主総会会場ご案内略図

会場 石川県加賀市山中温泉上原町ルの3  
当社山中工場  
電話 (0761) 78-0222



JR北陸本線・加賀温泉駅下車——加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車  
——（所要時間約30分）——上原バス停下車——徒歩1分

